

令和元年第2回大洗町議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年6月18日（火曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	今村和章君	2番	勝村勝一君
3番	小野瀬とき子君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	小沼正男君
9番	田山忠君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小谷隆亮	副町長	斉藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	大須賀瑞樹	総務課長	清宮和之
税務課長	五上裕啓	住民課長	本城正幸
福祉課長	小林美弥	こども課長	小沼正人
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	磯崎宗久
都市建設課長	渡邊紀昭	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	米川英一
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防長	内藤彰博	会計管理者兼 会計課長	江橋浩司

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	石井健志
------	------	------	------

○議長（今村和章君） おはようございます。傍聴人の皆様に申し上げます。朝早くからおいでいただきまして、誠にありがとうございます。皆様においでいただくことが、議員、執行部の励みとなります。今後とも宜しく願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードに設定していただけるよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては、禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しく願い申し上げます。

開議 午前9時30分

◎開議の宣告

○議長（今村和章君） ただいまの出席議員は12名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今村和章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 石山 淳君、6番 柴田佑美子君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（今村和章君） 本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

◎一般質問

○議長（今村和章君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。
通告順位、質問要旨は、お手元に配付しました一覧のとおりであります。

◇ 柴田 佑美子 君

○議長（今村和章君） 6番 柴田佑美子君。

〔スクリーンを使用しての質問〕

○6番（柴田佑美子君） 6番 柴田佑美子でございます。本日は、通告どおり質問させていただきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

今回の質問は、小児がんの早期発見について、そして、子どもの命を守る対策、通学路の安全対策についての2つの質問をさせていただきます。

まず、大洗町の乳幼児健診の取り組みの状況についてお伺いいたします。

健診の時期、回数など、そして、どのような体制で行われているのかお答えください。

○議長（今村和章君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 柴田議員のご質問にお答えをいたします。

現在の大洗町での健診の状況ということでございますけれども、乳幼児健診につきましてご説明をさせていただきます。

まず、医療機関健診の受診券を、こちらの生後の2カ月前に実施をしております赤ちゃん訪問、いわゆる乳幼児訪問でございますけれども、この際に受診券のほうを配付をさせていただきますして、こちらを活用していただいて生後3カ月から12カ月の間に2回受診をするように促しております。

また、法定健診といたしまして1歳6カ月健診、3歳児健診、こちらをそれぞれの集団健診によりまして実施をしております。さらに、保健師および管理栄養士によりまして健康相談、こちらを町独自の事業としまして、生後4カ月から5カ月、また、7カ月から8カ月の2回実施をしております。また、乳幼児全戸訪問の際にも保健師が赤ちゃんの全身観察を行っております、その結果、何らかの異常が認められるような場合につきましては、メディカルセンターなどの専門機関への受診を勧めるケースもございます。以上です。

○議長（今村和章君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 現在の健診の流れを説明いただきました。その中で赤ちゃん全戸訪問という説明が入りましたが、この赤ちゃん全戸訪問について、例えば里帰り出産をされる方がいらっしゃるかと思いますが、この方への対応はどのようになっているのでしょうか。

○議長（今村和章君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 柴田議員の再度のご質問にお答えいたします。

例えばですけど、大洗町にお父さん、お母さん、ご両親がいらっしゃるって、戻ってこられてこちらで出産をされるようなケースがございます。その場合には、現在お住まいになられている市町村からの依頼を受けまして、町の保健師、管理栄養士が、こちら全戸訪問の際に、そういった形で対応をさせていただくようなケースがございます。

また、逆にですね大洗町に住所はあっても他市町村にご両親がいらっしゃるって、そちらで出産をされるようなケースもございます。そういった場合には、逆に今度は依頼をこちら側から他市町村のほうに出させていただいて、そちらの保健師さん等に状況のほうを確認をしていただく、そうい

う形でお互いにそこは協力しながら対応をとっているところでございます。以上です。

○議長（今村和章君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） お互いに自治体間でのやり取りで、漏れなく訪問されているというお答えだったかと思えますけれども、これは県内であっても、例えばご実家が県外であっても、同じ対応をしていただけるのでしょうか。

○議長（今村和章君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 再度のご質問にお答えいたします。

こちら、県内、県外を問わず、そういった形での調整を今図っているところでございます。対応はできているということでご理解いただければと思いますので、宜しく願いいたします。

○議長（今村和章君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 今、健診の状況、そして流れを説明いただきましたけれども、この健診時に使われている健診問診票というのがございますけれども、そちらですね、すいません、順番が逆になってしまいました。出産後の全戸訪問ということで、お母さんと赤ちゃんのサポートが本当に的確に行われている様子がわかりました。全戸訪問では、特にお母さんの産後うつ予防のための内容が重視されているということも先日伺うことができました。とにかく子育ては孤独にならずに、たくさんの方の関わりで子育てしていただけるのが大変良いことだと思いますし、お母さん自身も安心な子育てができることだと思います。

それでは、本題に入らせていただきます。ここで改めて質問いたしますけれども、成人が行うがん検診があるかと思えます。このがん検診は何のために行うのかお答えいただけますか。

○議長（今村和章君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 再度のご質問にお答えをいたします。

成人のがん検診ということがございますけれども、こちらやはり病気の早期発見・早期治療ということを中心に捉えているところが非常に重点的な、特徴的なところとしては、そういったところが挙げられるのかなと思います。以上です。

○議長（今村和章君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） そのとおりだと思います。早期発見・早期治療につなげることが大事であると。今回、私の質問は、小児がんの早期発見ということで挙げさせていただいておりますけれども、小児がんの一種で網膜芽細胞種という病気があります。1万5,000人に1人の程度の発症率がある病気だそうです。早期発見の鍵となるのは、初期症状は瞳が白く見える白色瞳孔です。現在、その発見を促す項目は、町で配付されている母子手帳がありますが、その中に24ページと71ページに記載されているのみです。そして、先ほども3歳児健診のお話がありましたけれども、3歳児健診時に提出するアンケート用紙の中に、目の異常を示す項目が記載されております。

それでは、こちらをご覧ください。こちらが現在、町で配付されております母子手帳です。私の子育て中も使っていたものと、ほぼ大きさは変わりませんが、内容が若干充実しております。中の内容のページ数も増えておりました。それで、今、お話ししました24ページ、この6カ月から

7カ月健診時の健康診査のページがあります。右側が身長、体重等記入する項目がありまして、左側、こちらは保護者の記録というものになっております。アンケート形式で「はい・いいえ」という、質問に対して答えていく内容です。それで、この赤枠で囲んでいる所ですね。ちょっとこの部分を大きくしますと、こういうふうに出ています。「ひとみが白く見えたり、黄緑色に光って見えたりすることがありますか。」「はい・いいえ」とあります。そして、71ページ、こちらは子育てをしていく上での注意事項がものすごく細かい文字で、本体はこちらになるんですが、記載されている部分です。それで、こちら71ページ、赤枠で囲んでいる所、その上の水色の部分は「視覚の発達について」という文字が黒丸であります。その下に赤枠でなっている所、これを大きくしますと「ひとみが白い・光って見える」ということで文字が出てます。ただ、ものすごく小さな、この母子手帳の中に小さな文字で書かれているのみです。そして、次に3歳児健診のアンケートなんですけれども、こちら。こちらはですね3歳児健診の時に使われているアンケートです。こちらの赤枠、こちらがですね「瞳（黒目の中央）が白っぽく見えることがある。」っていう項目がありまして、該当する項目に養育しているご家族の方、もしくは、ほぼお母様が多いかと思うんですけれども、記入をして健診時に持参するというものになります。

私が今までこの中を見ている限り、本当にこの内容は、あくまでも注意を促す内容で、保育に関わる家族、特にお母さんの気付きで判断されるものだと感じます。この項目を、より専門的な知見で見ただけのように、小児がんの一つである網膜芽細胞種の病状である白色瞳孔の有無を、乳児健診の健診受診票の項目に追加してはどうでしょうか。こちらの健診受診票が、こちらになります。この健診受診票、こちらの受診票は町で作成されているものです。3カ月から6カ月の間に1回、そして7カ月から12カ月の間に1回、こちらの受診票を持ってお母さんは町で委託している県内の小児科医に健診をしていただいています。この健康診査の所見というこの部分があるんですけれども、ここですね。ここには、その時に、健診を受けて先生が見た所見を書く項目があります。内容的には、追視、目のものを移動して動きがあるか、首のすわり、あとは寝返り、そして股関節の異常、あとは栄養状態、良好か要指導かという、この項目のみになります。先ほどこの健診受診票に瞳が白く見えるという項目を、この項目の部分に追加していただき、より専門的な小児科医の目で見ただけで、それをお母さんの気付きだけではなく、先生に健診を受けてその所見を、より明確なものにしていただければどうかという質問になりますが、ご答弁をお願いいたします。このことに関して。

○議長（今村和章君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 柴田議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の網膜芽細胞種でございますけれども、議員からご説明いただきましたように、およそ1万5,000人に1人の割合で発症をする子どもに特有の目の疾患でございます。こちら、目の腫瘍ということでございますので、腫瘍が眼球内にとどまっているうちに診断をされまして、適切な治療を受けることができますれば、眼球の摘出をせずに治療が可能ということでございますけれども、やはり治療が遅れますと、さらに眼球摘出、また、生命の危険にも関わるというような重篤な状況に

なるということですので、こちらやはり早めの発見、対応が必要になるかと考えております。

まず、症状としまして先ほどお話がありました白色瞳孔ということでございますけれども、こちら網膜芽細胞種の場合に眼球が光って白く見えたり、黄緑色に見えるというような所見が見られるということでございます。こちらにつきまして、内部の疾患と違しまして、日々の観察のなかで保護者の方が比較的気付きやすいというような形で症状が現れるというところで、まずそういった症状が特徴的なところでございます。

こちらの早期に発見する対応といたしまして、スクリーンのほうにも映していただきましたけれども、まず母子健康手帳の先ほどの24ページと21ページの中に、目の見え方に関して確認をしていただくようなページが設けられてございます。乳幼児健診の際に問診票と併せまして、こういった形で確認をしながら医師が診察をしておりますので、受診票には項目はなくても早期発見の手だてとして活用できていると考えております。

また、3歳児健診の際の問診票に添付をしておりますアンケートの中にも、目の見え方に関しての項目を設けてございまして、こちらで保護者の視点で確認をしていただくように今なっております。

このような形で現在の健診の体制のなかでも、目の部分ということに特化したということではなく、全身のチェックの中で対応が図られているということをまずご理解いただければと思います。

しかしながら、先ほどの母子健康手帳の記載の時に議員さんのほうからもお話がありましたように、どうしても大切な項目をたくさん盛り込むという必要がありますので、活字のやはり見えづらさでありますとか、そういったところで隅々までやはりご覧になっている方ばかりではいらっしゃらないということも配慮しなければいけないのかなというふうには考えてございます。今後、健診時のチェック項目を増やしたり、また、わかりやすい表現にしていくことで、保護者の方のお子さんに対する気付きを増やして安心していただけることにつながるのではないかと考えております。

また、先ほど、今の画面に映っております乳児の一般健康診査の受診票でございますけれども、こちらにつきましては国のほうでの決められた様式ということになってございますので、こちらの中に項目を追加をするというのは、なかなか難しいところではございますけれども、こちらと一緒に配慮をしております別添のアンケートの所に項目をさらに追加をして注意を促していくことは可能なのかなというふうには考えております。ですので、今後、そういったアンケート用紙の項目につきましても、改めて目の見え方などに関する項目を追加しまして、お子様の目の異常につきましても早期に発見のできる機会を増やすよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（今村和章君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ただいまの答弁の確認なんですが、こちらの受診票には項目の追加は、国での規定なので厳しいということですね。そのほかに配付するアンケートの内容に、もう少し明確な内容を記載していただけるということですね。それでよろしいでしょうか。

○議長（今村和章君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 再度のご質問にお答えをいたします。

こちら、先ほどの用紙につきましては、国の様式ということですので、なかなかここに項目を追加をするということは難しいという状況ですので、併せてお配りをしております健診時のアンケートということで、こちらの中はかなり細かく確認をしていただいて、「はい・いいえ」という形でチェックをしていただく欄を設けてございます。こちらの中、今までは全身のなかでその部分を見ていただくという意味合いが強くあったんですけれども、今後につきましては、目の異常につきましても早期に確認をしてチェックができるような形で、こちらに欄を設けまして対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（今村和章君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 前向きなご答弁ありがとうございます。例えば、人数が少なくとも、発病すれば子どもと家族の人生は大きく左右されます。我が子の健やかな成長を何より親の願いではないでしょうか。網膜芽細胞種は、病状が進めば命に及ぶ危険性も高まり、眼球を摘出せざるを得なくなるという事です。ただ今、課長のほうからも説明をいただきました。私は、平成29年第1回定例議会にて新生児聴覚検査の公費助成の質問をさせていただきました。その時のご答弁のほうは、大洗町ではほぼ100%の人が聴覚検査を受けているので、これに助成をする必要はないというご答弁をいただきました。しかし、私自身のその時体験を話させていただきましたが、我が子の聴力の異常をもっと早く気付いていれば、片耳の聴力を失うことはなかったのでは、耳鼻科の先生から受診がもう少し早ければとの一言が今でも心に残っています。子育て中の親御さんに同じ思いはさせたくありません。行政で行える取り組みは、率先して行うべきと思います。大洗町として子どもを健やかに産み育てられる環境づくりを、より推進していくことが、一人一人の命を守ることにつながるのだと感じます。この質問は以上で終わります。

続きまして、子どもの命を守る対策をということで、どうなっている歩道の安全確保という質問をさせていただきます。

5月8日、滋賀県大津市で発生した保育園児らを巻き込む交通死傷事故は、関係者のみならず多くの人に強い衝撃と深い悲しみを与えました。その1週間後の15日には、千葉県市原市の公園に車が突っ込み、遊んでいた園児をかばおうとした保育士が骨折をする事故が起きました。それ以降も毎日のように事故の報道はなされ、やむことはありません。子どもの命を守る、交通事故からどう守るか、今回は町の取り組み状況について質問させていただきます。

まず、通学路安全対策推進のための法律で義務付けられている学校安全計画がありますが、通学路の安全対策について、我が町ではどのように策定され、実行されているのでしょうか。

○議長（今村和章君） 学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 柴田議員のご質問にお答えをいたします。

町ですすね通学路の安全対策の取り組みといたしましては、平成26年にですすね大洗町通学路交通安全プログラム、こちらを策定してございまして、それに基づきまして毎年ですすね通学路の安全対策を行っているというような状況でございます。

その内容につきましては、まずですすね各小・中学校のほうから危険箇所のほうの抽出をお願いを

いたしまして、それをですね関係機関と合同でですね点検を行っているところでございます。その関係機関と申しますのは、国土交通省、水戸土木事務所、水戸警察署、町からですけれども生活環境課、都市建設課、教育委員会等、小・中学校の先生方、こちら関係機関と連携をいたしまして合同点検のほうを行っているところでございます。

そちらの点検のほうで明らかになりました対策メニュー、こちらを検討いたしまして、まず決定をいたします。そして、対策を実施いたしまして、その対策効果の把握、そして改善、充実を図るというようなことで、こちらをPDCAの取り組みを繰り返し実施いたしまして通学路の安全性の向上を図るというような取り組みを行っているところでございます。

またですね、昨年度、平成30年度になりますけども、新潟のほうで発生をいたしました児童を巻き込んだ痛ましい事件、また最近ではございますけども、川崎市でもありました、このような登校時間をですね狙ったような事件、こちらを踏まえましてですね、防犯面を含めました危険箇所の抽出ということでお願いをいたしまして、さらなる安全対策のほうを図っていきたいというような取り組みを強めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（今村和章君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 詳しい説明ありがとうございます。その今の説明の中で学校から各学区内の危険箇所を事前に抽出しているというご答弁の内容がありましたが、この抽出方法はどのように行われているのでしょうか。

○議長（今村和章君） 学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度のご質問にお答えいたします。

抽出の方法につきましては、各学校様々ではございますけども、基本的には児童・生徒からのまずは聞き取りですね。そのほか先生方の巡回による点検、そしてまた、保護者へのアンケート調査、さらには保護者の懇談会などでお話し合いの中で出たような危険箇所の抽出、こちらにより抽出をいただいて関係機関と合同で点検をしているというような状況でございます。以上です。

○議長（今村和章君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ありがとうございます。より多くの方からのそういう情報を吸い上げることが大切かと思われま。現在、これらの計画に基づき危険箇所の改善が進んでおりますが、この改善終了後の周知は、どのようになされているのでしょうか。

○議長（今村和章君） 学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度のご質問にお答えいたします。

周知方法でございますけども、現在、先ほど交通安全プログラムでお話しました対策箇所の一覧表ですね、さらには対策箇所図、こちらを作成いたしまして、関係機関および各学校のほうへまず周知をいたしてございます。さらに、町ホームページのほうで同じ情報を流しております。そういう状況ではございますけども、さらにですね対策前・対策後、そういったことで対策がはっきりとわかるような周知方法をですね考えまして、今後、ホームページ等でお知らせをさらに強化していきたいと考えてございます。

さらにですね、保護者等にですね周知するということが大切なのかなというところもありますので、例えば学校で発行しております学校だよりであったりとかですね、町の広報紙、そちらのほうでも実際行った点検をですねわかりやすく広報できるように、周知のほうに努めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（今村和章君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 周知方法について今ご答弁をいただきましたけれども、私も町のホームページはよく確認しながら、何か抜けているところはないか、次の質問に使える内容のものはないか、見させていただいておりますけれども、この一覧表になって、本当に地図まで表示はされているんですが、パソコン、スマートフォンで確認していただくのは、全ての方にやっぱり確認していただくのは、なかなか難しいと思います。今お話ありましたけれども、しっかり保護者の方、地域の方、要望いただいた方に、こういう改善ができましたよという周知をするのは大切なことだと思います。それがまた安心・安全にもつながるのではないのでしょうか。

続きまして、防犯対策について伺います。小学生の登下校時にボランティアさんの見守りをいただいておりますが、どのような体制で行われているのでしょうか。

○議長（今村和章君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 防犯対策ということで私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

今現在ですね、防犯連絡員協議会の方々が、毎日、横断歩道付近で立哨していただいていたたりですね、下校時には子どもたちに付き添って歩いていただいている見守っていただくなどですね、ボランティア活動にご苦勞をいただいております。大人が子どもたちに寄り添っていることですね、防犯面の効果があるのではないかと思いますし、防犯連絡員と名前は防犯という言葉ではあってもですね、道路横断時の安全確認であったり、挨拶運動もしていただいておりますので、様々な面で貢献していただいているというふうと考えております。

さらにはですね、警察の方にもご協力いただいております。通学時間帯に大洗地区交番の交番所長がですね大洗小学校の前で、正門の前で立哨していただいたり、署員の方々にもですねパトカーで通学路などを巡回していただいておりますので、交通安全事故抑止のためにご活動いただいているというような状況でございます。

また、保護者の方ですね各地区の子ども会の活動として、また、交通安全母の会の活動としても登校時に横断歩道などで立哨もしていただいております。これらの各種団体、多くの方々のご協力によりまして、登下校時の交通安全、あるいは防犯面での見守りの活動を実施していただいているというような状況でございます。以上です。

○議長（今村和章君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 私も登下校時、緑のベストを着用した子どもたちの見守り活動をしている姿をよく見ます。大変有り難いことです。我が家の子どもたちも下校時には、地域の高齢者クラブの方に付き添っていただき、帰路を1人になることなく自宅まで帰ることができました。地域で支え

合う協働の取り組みで町の安全が確保されていること、そして改めて子どもたちの見守りをしてくださる皆様に感謝申し上げる思いです。

続きまして、保育所での施設外、保育時の対策はどのようになっているのでしょうか。

○議長（今村和章君） こども課課長 小沼正人君。

○こども課長（小沼正人君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

保育所などではですね、子どもたちが直接外の世界に触れまして発見を通して様々なことに興味を広げていただいて成長していただけるよう、園の外に出てですね活動も行っております。

徒歩で出かける場合の安全対策といたしまして、先生方が前方、中段、後方に配置しまして列が長くならないよう2列になって手をつないで歩いております。基本的にはですね、車の通りの少ない道路を使いまして、歩道のほうを歩いておりますが、歩道のない道路ではですね、車両が来た場合は、子どもたちがいることを運転者に認識させ、歩行をやめて車両の通過を待つなど、細心の注意を払って行動しております。

またですね、普段使わない道路をですね使う場合は、先生方が事前に下見をしまして、危険箇所などを確認して、お互いに情報の共有を図っておるところでございます。

先日の滋賀県大津市の事故の後にはですね、より安全対策を強化いたしまして、先生の人数を増やしたり、先生方が蛍光ビブスを着用して、子どもたちの存在を周囲に認識させたりするなど、各園で取り組んでおるところでございます。またですね、子どもたちにもですね交通ルールやマナーを学んでもらうということで、年長時の時にですね小学校就学前にですね、ひたちなか市にあります交通公園のほうで道路の安全な歩き方や横断歩道の渡り方などを学んでおるところでございます。以上でございます。

○議長（今村和章君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） わかりました。子どもたちへの安全対策の取り組み、それぞれの部署での取り組み状況がよくわかりました。町では、これだけの安全対策が行われています。私自身、地域の方よりお声をいただくことが多々あります。その都度、現場を確認し、担当課に確認、または要望にうかがうこともあります。先ほどの学校教育課長の答弁にもありましたが、町では危険箇所の要望を吸い上げ、対策の実施、対策効果の把握、対策の改善、この流れで1年の点検が行われています。もちろん緊急を要する場合は別です。この内容が一覧表になっておりますが、しっかり先ほど答弁でいただきましたように、周知を徹底していただくことが大事かと思えます。

先日、このような記事を目にしました。日本は先進国の中で歩行者が死亡する交通事故の割合が多いとのこと。内閣府の交通安全白書によると、2016年の交通事故死者数のうち、歩行者が占める割合は、アメリカ、フランス、ドイツなどが15%程度に対し、日本は35%と大変高い状況です。一連の事故を教訓に、子どもたちの登下校、通園や散歩時の安全確保に取り組む必要を大変痛感いたします。車の運転中に散歩する園児の集団が見えた時には特に注意するなど、心がけたい取り組みです。社会全体で安全に対する意識を醸成することが求められるように感じます。町の取り組みとしては、広く危険箇所の情報を吸い上げ、多くの方の声を吸い上げていただき、また、改善を、よ

りわかりやすく周知を徹底していただきたいと思います。大切な未来の宝である子どもたちの安全確保を進め、思いやり運転が行き渡る大洗町になることを願い、私の質問を終わりにさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（今村和章君） ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前10時20分を予定いたします。

傍聴者の皆様、お茶の用意がしてありますので、ご自由にお召し上がりください。

（午前10時07分）

○議長（今村和章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

◇ 飯 田 英 樹 君

○議長（今村和章君） 7番 飯田英樹君。

〔スクリーンを使用しての質問〕

○7番（飯田英樹君） 宜しく願いいたします。

今日は、サンビーチ駐車料金の財源活用ということで、昨年6月にも同様のお話をさせていただきました。昨年6月の時には、昨年のゴールデンウィークに大洗海の大学で事業を、潮干狩りのイベントを展開したんですけれども、そこから見えてきた問題ということで提案をさせていただきました。サンビーチの駐車場、そこを有料化して、そしてたくさんの方が訪れるビーチに管理者を置いてはいかかかというお話をさせていただきました。迷子が何件も出て、そして大勢の皆さんがいる中で、県のその時期は管轄であるということでもあるけれども、あくまでも大洗サンビーチなんだというところで管理者を置くべきじゃないかなということで提案をしました。当時、大須賀課長の答弁としては、公共海岸では自由使用が原則だが、適切な人員を配置することで訪れる方に安全・安心なビーチを提供する方法もあるというふうには考えられるところ、そして、予算も伴う案件なので経済効果の妥当性も十分検討する必要があるのも事実であるという答弁をいただきました。結果的に今年のゴールデンウィーク、10連休ということで料金を徴収するということになりました。今年その駐車場の駐車料金の徴収のその目的、そしてその効果はどのようなものだったのかお尋ねをいたします。観光課長ですね。

○議長（今村和章君） 商工観光課長 米川英一君。

○商工観光課長（米川英一君） 議員のご質問にお答えをいたします。

今年のゴールデンウィーク、10連休となりました。また、そのゴールデンウィーク前からですね、サンビーチのほうにはかなり多くのお客様が見えている状況がございました。そういう状況を踏まえまして、そういう現状のなかで駐車場の安全管理、それからビーチの清掃、仮設トイレの設置、

また、ケータリングカーなどを配置しまして食の提供などですね、大洗サンビーチを快適に過ごせるエリアとして、そういうサービスを提供しようということを目的として有料化というところを取り組みをいたしました。

効果といたしましては、職員がゴールデンウィーク中、期間中ですね全て常駐をいたしました。そのことによりましてお客様方、来遊客に対しまして、迷子、困りごとをはじめ速やかな対応ができたこと、お客様が安心して潮干狩り等のレジャーですね、を十分に楽しめたのではないかとということが効果として考えてございます。以上です。

○議長（今村和章君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 今、迷子というお話がありました。私も昨年、ゴールデンウィーク、その海大のイベントの時に迷子が立て続けに4件ぐらいあったんですかね、今年も3件ぐらいありました。観光課でこの迷子の対応をしている、そのマイクで放送している音というのは、私の自宅までも聞こえてましたから、ああ大変だなと、対応してくれているんだなというふうに聞いてはいたけども、実際その迷子の件数、そして水難あったかどうかわかりませんが、そういったトラブル、そしてその現場にAED、これは置いてあったのかどうか改めてお尋ねします。

○議長（今村和章君） 商工観光課長 米川英一君。

○商工観光課長（米川英一君） まず、迷子の件数でございます。迷子に関しましては、常駐しております観光課職員のほうで対応いたしましたものは約20件ほどございました。全件ですね無事にけがもなく親御さんのほうに引き渡しできたというところがございます。

また、AEDに関しましては、ビーチセンターのほうに常備してあるものがあったために、今回の観光課で対応した部分におきましては、改めての準備はしてございません。

また、トラブル関係でございますけれども、当初ちょっと想定しておりました初めての有料化でございますので、駐車料金の徴収の入り口ですね、何かトラブルがないかという懸念はしておりましたけれども、有料化に対して大きな抵抗はお客様方もなかったようでございまして、駐車場の入り口、駐車場内、それからビーチにおいても大きなトラブルの報告はございませんでした。

ただ、トラブルということではないんですけれども、その迷子に関しましてある程度の一定時間をもちまして子どもさんを見つけることが可能だったわけでございますけれども、その時間がですね、迷子になった子どもさんが年齢によって小さいとかですね、親御さんが心配したこと、また、常駐していました私どもに連絡がないうちに速やかに警察に連絡してしまった場合ですね、そうしますと、水際での行方不明者の捜索の依頼があったということで警察のほうではまず受けますので、そうしますと警察と、それから大洗の消防、海上保安部等が集結するような形になります。大洗の消防におきましてもウェットスーツをきちんと着てですね、すぐ水に入れるような状況を準備して消防車で駆け付けていただくわけでございます。その関係者がですね集まりまして、集結したところで既にもうお子様が見つかっているというような状況が何件かございまして、トラブルではないんですがそういう関係機関に、結果はですね安全に見つかって良かったんですけれども、大変ちょっと大変な思いを、ご迷惑をかけたというんですかね、そういうところはあったかと思えます。

以上であります。

○議長（今村和章君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 迷子件数20件ということで、おそらく前半の頃は多分なかったと思うんですよ。天気も悪かったし、あまり人もおりませんでしたから、後半に集中してあったのかなというふうに思いますけれども、無事解決できて良かったなど。これも管理者が仮にいなかったならばどうだったのかなと、非常に困られたんじゃないかなというふうに思います。

今お話があった消防とかが来て、水難かもしれないということで探し始まったということに関しては、やはり私、その駐車場の入り口で、そういったことがあった時には、その本部に知らせてくださいということを案内をするべきだと思うんですね、料金をいただく時点で。例えば野球場なんかは、急病人が出た時に自分で119番しないでくださいと、まず救助の係員に言って、それでそこからやりますと。そうじゃないと、もう場所も何も把握できませんから、ただもう混乱するだけになってしまいますから、そういうことで本部にまずお知らせをしてくださいということを、是非次からは案内をしていただければというふうに思っております。

AEDなんですけれども、ビーチセンターにはあったということですが、これ、一刻を争う話ですから、ビーチセンターではなくて、下に本部テントを設置していたわけですから、そういう時だけでも下に置くべきなのかなというふうに私は感じております。

それで、今年のそのゴールデンウィークの駐車場の収入、ある程度大きな収入があったわけですが、この使い方をどうするのかというところと、今回のその料金徴収をいただいて全体的なサンビーチの総括というところをどのように見ているのかお尋ねします。これはまちづくりと両方ですか。じゃあまちづくりをお願いします。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） まずですね、用途についてでございます。受益と負担の関係から申し上げますと、当該施設から生じた利益というものはですね、料金を負担し、サービスを楽しむ方に還元できる仕組みとなっていることが理想であります。こうしたことから、駐車場の開設期間延長によりまして生じた利益、収益につきましては、対価としてサンビーチにおけるサービス提供に要する経費などに還元できることが理想なのかなというふうには考えております。

一方でサンビーチの年間の運営というふうな観点から捉えた場合ですけれども、海水浴事業に対しましては近年、多額の一般財源で費用を補てんしているというのも事実であります。そのような状況のなか、新たな収益の全額を今おっしゃられたようなビーチの環境向上に係る経費に直接充当できるかというのはですね、町としての事業の優先順位というのもありますので、ちょっと不透明な部分というのもあるんですけれども、極力ですね先ほど申し上げた受益と負担の関係というところもありますので、利用者の目に見える形で還元できるよう検討のほうをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（今村和章君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） じゃあサンビーチの整備かどうかわかりませんが、そちらに財源は充

てていくということで、確認ですけど、よろしいですか。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） ただですね、そもそもじゃあそのサンビーチのほうの整備がスムーズにできるのというふうな点もありますので、何を整備するのか、そのための費用としていくらかかるのかと、そういうところも含めて総合的に勘案しての判断になろうかと思えます。

○議長（今村和章君） 続いて、商工観光課長 米川英一君。

○商工観光課長（米川英一君） では、観光課のほうにおきましては、まず今回の10日間、料金をお客様からいただいて、その収入のほうなんですけれども、10日間ではほぼほぼ普通車であったんですけれども、1万2,714台の駐車場利用がございまして、収入といたしましては、バイクのほうもあるので一般車は1,000円をいただきましたので1,270万4,400円という収入がございました。それから、若干ですね、うちのほうで警備員さんとかですね仮設トイレ等々の経費はかかっていることはございます。

今回のゴールデンウィークの総括といたしましてですけれども、今回、新天皇即位によりまして10連休となりました。多くの来遊客を想定し、便益施設、環境を整えて有料化としたところがございますけれども、例年サンビーチには4月早々からですね多くの観光客が潮干狩りなどに、そういうことを目的に来られている現状がございまして、昨年6月の議会でも入込客数等は把握できてない状況がございましたけれども、今回、その間にですね常駐して駐車料金をいただいて管理することで、今回期間中の入込客数も把握することができまして、今回10日間で約6万人の方がサンビーチを訪れたということで数字のほうもつかむことができました。大洗、おもてなしのまちとしてですね、観光客の皆様が安全かつ安心に大洗町を楽しんでいただけるような態勢整備、これからも必要ではないかというふうに観光課としては考えてございます。以上です。

○議長（今村和章君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） まちづくり推進課長にお聞きしますけれども、今、サンビーチの整備という話がありましたけれども、これに関してはもともと町長のほうからもビーチスポーツのメッカとして、あるいは通年で人が集うようなビーチをということでお話をされておりますけれども、そこでもいろいろ県、国との問題とかいろいろありますから、何でもできるということではないということなんですけれども、今現在の改めてですけれども、そのサンビーチの整備についての課題というようなところをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

課題というふうなところがございますけれども、まずですねハードの整備につきましては、御存じのとおり階段護岸とかですね、津波堤防をはじめ東日本大震災の復興事業として実施してきた整備がですね完了のほうもしまして、広大な砂浜環境が整ったのかなというふうに思っているところでございます。

ただ、次の段階といたしまして、やはり来訪者の利便性を高めてですね、サンビーチの年間利用

を図っていくためにもですね、やはりトイレとかシャワーのほかですね、整然とした駐車場など、そういった利便施設の充実は望まれるのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（今村和章君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 今、いくつかお話がございましたけれども、そういうこう何か施設を作るといこともそうですけれども、そのサンビーチの築山の上ですか、堤防の上、斜面の部分ですね、ここの整備というところ、本来は県がやらなければならないところだと思いますけれども、なかなか県もここに対して財源を入れてくれない。例えば草がたくさん生えていても、なかなかそれをやってくれないというのが現状だというふうに思うんですね。そういうところで、そういう予算にしてもそうですけれども、そのほかにもサンビーチ、いろいろやらなければならないことがあると思うんですね。これはもちろん財源がなければできない。今回はとりあえず1,000万ぐらいのお金が、まずプールできたということですけども、私提案したいのは、今回はゴールデンウイークだけ駐車料金徴収しましたけれども、もっと広い期間で駐車料金を取るべきだろうというふうに思っているんですね。例えば今、こちらのパワーポイント示しましたけれども、これはあくまでも令和2年度、来年の話です。上の4月・5月というところ、22日とありますけれども、これは土日、そして祝日の話です。今もう、先ほどもちょっとお話があったと思うんですけども、もう4月の頭から潮干狩りのお客さん、天気良ければ、もう土日はものすごい数の車がサンビーチに来ております。そして6月・7月も同様です。仮に潮干狩りでハマグリが捕れなくても水遊びに来るとい方もたくさんおります。そして7月から8月は、例年の37日間の海水浴場の開設期間に入りますから、そして海水浴開設期間が終わった後、それでも今はお盆上がりでも8月末でも9月でも海に人は来てるんですね。そういった方からも土日、お金をいただくということになると、合計これ、4月から9月までで海水浴開設期間を除いて50日あるんですね、土日・祝日。この一番下に一日平均700台と示しましたけれども、これ私、去年の一般質問でも、これは一日700台ということを示しました。これは例えば今回のゴールデンウイーク、これ見てもそうですけれども、前半の天気悪かった時を見ても27日とかこの辺は別ですけど、30日とかは、ほぼ700台以上。そして後半になると1,000台以上、2,000台以上ということが入ってますし、ゴールデンウイーク前を見ても駐車場はもうたくさん車がとまっております。そこを私は少なく見積もって、一応一日700台ということで計算をして、ここで3,500万という金額をはじき出しました。もちろんこれはその年の天気、あるいは土日が晴れないとどうしようもないですから、平日が晴れても、そういったところの変化はあるかもしれませんが、おそらくこれ以上のお金は入るのかなというふうに思っています。

これに係る経費ですけども、ゴールデンウイーク期間は、この期間は、観光課の皆さんが出られていたということと、トイレを設置した。それとあとビーチクリーナーでしたっけ、下をねきれいにするやつ。あと、駐車料金を徴収する方、その経費で約20万円ぐらいだったんですね、一日ね。あっ、すいません、すいません、200万、一日20万ですよ。そうですね、はい。一日20万で全体で200万ということだったんですね。100台平均入れれば20万円はもちろん大きく上回りますから、そ

の辺のところに関しては財源的には大丈夫なのかなと。そして海水浴開設期間は、ライフセイバーとか監視員とかいませんから、その時期は海水浴ではなくて水辺で遊んでくださいと、そういった海水浴ではない遊び方の提案をするということが必要なかなと思っております。ただでさえ今は砂が嫌だとか、べたつくのが嫌だとかということで、海離れということになっていきますから、そこは海辺での別な新しい遊び方を土日にはしましよという提案をする。そして、天気が良ければ小さい子どもさんなんか連れてきて、一日中、今、あの小さいテントを持っていますから、サンビーチで十分遊べる。そこにきちっとトイレがあって、そして迷子やけがの対応をする本部機能があれば、私はそれでとりあえずのところは、まずはいいのかなというふうに思います。それで、この財源確保を是非していただきたいというふうに思っております。

この料金徴収時期拡大という考え方については、どのように考えるでしょうか。大須賀課長。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 料金の期間の拡大についてでございますけれども、サンビーチの年間利用を図っていくというふうなことで考えますと、やはりそのためには財源というのにも必要になってくるということもあるかと思しますので、そうしたことからですね、実際の効果が上がるのかということなんかをですね、総合的にそこは勘案して検討のほうをさせていただきたいというふうには思います。

○議長（今村和章君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） あくまでもこれ、令和2年、来年に向けてということですから、まだまだ時間はありますから、今年の夏の状況を見たりしながら検討をしていただきたいというふうに思っております。

偕楽園も今度、料金徴収されるということで、あくまでもそこで徴収した金額は偕楽園の中の整備に充てるということになっております。財源をサンビーチに使うとするならば、先ほどもお話があったどういうものを作っていくのか、どういう整備をするのかということ、まずはきちんと整理をしなければなりません。ゴールドンウイーク、お金を徴収するという前には、今まで来ていたサーファーどうするんだとか、いろいろそういう心配の声もありました。先日、私、今度、東京オリンピックのサーフィン会場になる一宮、千葉ですね、こちらのちょっと話を聞かせていただいたんですが、こちらは今、たくさんの方がオリンピックが開催されるということで来ている。そういう中で駐車場がなかなか足りなくなってきた。だから、今まで木で覆われていたような所も木を伐採して駐車場にした、これも全て有料でやっている。ですから、一宮もサーファーの方も、今までタダでできたかもしれないけれども、これからは駐車料金はかかりますよと、それは当たり前ですよと、そういった昔と違った新しい流れになってきているのかなということをその話を聞いて私は感じました。

サンビーチ、今までは無料でとめられていた。そして、あとは何ていうんですかね、居酒屋の宮田さんがある角一の下の辺りですか、あの辺も上の県道が通っている下の辺りは、本来とめていいのかわかりませんが、たくさん車がとまっているわけですよ。あの辺ももしかしたら今

後は整理しなければならないのかもしれませんが、海の大学の駐車場なんかも、あそこに勝手にとめてサーフィンをやりに行く方もいる、そういったトラブルもあるというふうに聞いておりますので、そういった駐車場の整備と、その整備をするための駐車料金ということは、これはこれからの時代は致し方ないことなのかなというふうに感じております。

今年のゴールデンウィーク10日間は、観光課については観光課の職員が交替で出ていただいて対応してもらったということで大変だったと思うんですけども、このやり方では長続きはしないと思うんですね。ましてや私が提案したこれを全部観光課にお願いすることはできませんし、これに関しては財源もきちっと生まれることですから、どこかにしっかりこれを委託する。例えば海の大学に委託する、あるいは観光協会に委託するというような形で、この本部機能、迷子の対応、けがの対応、そういうところの対応をしていただくような仕事の内容で委託をするということが私は必要なかなというふうに感じております。例えば海の大学であれば、あのビーチセンターを使いながら、また、砂浜を本部にしなごら、そして海で、海辺で遊ぶ皆さんと新たな教室を作つて、まさに海の大学の教室、クラフトにしてもそうですけれども、体験教室を展開していくというようなことにつながれば一番いい形なのかなというふうに考えております。

これ、駐車場のほうは最後の話になるんですけども、今、サンビーチの駐車場というのは、主に信号下がって左と右、第1と第2の駐車場になっているわけですけれども、今度防潮堤ができて手前が斜面になっていて、道路が何本かはありますけれども、斜面の向こう側は広がっているわけですね。ビーチセンターがあつて、そしてビーチバレーのコートはありますけれども、あとはただ広がっているということです。年々砂浜が広がっていく中で、駐車場が手前にあつて、駐車場から海が全く見えない。海に行くまでに、去年も私も歩きましたけど、ビーチサンダルだと、もう足が熱くて歩いていけないような状態でした。何とか海に近くなれないもんかなということで県の公安課のほうのお話を聞きましたところ、構造物を造つたりということをしなければ、あそこの斜面の部分を使つてもいいですよ、そういったお話をいただきましたので、これも次年度に向けて是非いろいろな形で検討をしていただきたいと思います。これは大売店さん、小売店さん、そして駐車場の車をどこにとめるかというところと、動線と、いろいろな問題はありますけれども、時間がありますから今年1年間、よく夏、海を見ていただきながら様々な検討をしていただきたいと思いますというふうに考えております。

この駐車場を下に下げるということに関して、今までって検討されたことつてあつたんですか。

○議長（今村和章君） まちづくり推進課長 大須賀瑞樹君。

○まちづくり推進課長（大須賀瑞樹君） 今までそのような検討をしていたかということですけども、そういった形での検討というのは全くございませんでした。

○議長（今村和章君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） お客さんの利便性を上げるというところからいつても、それは一つ検討してもいいのかなというふうに思いますね。

最初、県がいつた時も、あくまでもあそこは津波対策でやつた所だから、そこに車を入れると

いうことは逃げられないだろうという話もありましたけれども、あくまで避難するのは徒歩、これが前提ですから、仮に車で逃げていったにしても、もう入り口は2、3カ所しかありませんから詰まってしまって逃げられませんから、車をどこにとめても徒歩で避難ということが大前提ですから、その辺はさほど問題はないのかなというふうに感じております。

それでは次のほうに移りたいと思います。

次は、今のサンビーチの駐車場の駐車料金を財源とした漁業への補助ということをお話させていただきます。

町の観光、これを支えているのが、私は漁業だと思うんですね。しかし、町から漁業者個人への補助というのはないんですね。漁協全体へいくお金というのは、大きなお金がってます、毎年。これはただ、それぞれの層の産業の在り方として漁協の場合だと市場もなければならぬ、活魚もなければならぬ、製氷もなければならぬ、そのほか岸壁もそうですし、そのほかの船を引く斜路ですか、こういった所もないと駄目だということで、これにはたくさんのお金がかかる。そこに町もしっかりとお金を入れてきた。そこは私も大変評価をしたいところなんですけれども、じゃあ今後どうなんだということで考えたいんですけれども、農水課長にお尋ねをしますけれども、漁業に対する補助として、今、国・県・町、主な補助の内容をちょっと教えてください。

○議長（今村和章君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） それではですね、飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、行われているですね主な補助の中身についてでございますが、漁業者に対する直接的なものとしてはですね、国の事業でいいますと漁船のリース事業ですね。それから、そのほかに国のほうではエンジンの載せ替えのための事業というものがございます。

それから、県の事業としてはですね、近代化資金という制度がございますので、その制度資金の利子補給の制度がございます。

それと町の事業ということでございますが、漁業振興補助金といたしましてですね、水産資源の付加価値の向上のための事業といたしまして、カキの養殖に対する事業などに使っておる部分でございます。それから、浅海増殖事業ということで、アワビの放流などをしてございます。それとですね、ブランドの推進事業ということで、活魚の輸送費の補助というものもございます。そのほかにですねハマグリ放流対策の事業と。並びにですね、各種保険に対する事業というものがございます。以上でございます。

○議長（今村和章君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） またパワーポイントで示しますけれども、これが漁業の水揚げの推移ということで、平成15年、20年、そして直近の5年間ということで示しました。これ、水揚げのほうを見ていただくと、どんどんどんどん減ってきております。15年、平成15年ですから約15年前ですね。その頃にはこれだけあったものが、今はこのぐらいになってしまっているということ。ただ、昨年であれば、この金額、単価、これが非常に高かったために、ここが10億をオーバーしたと。久しぶりに10億をオーバーしたということで、大変漁業者にとっては良い年であったということがいえます。

しかし、ここの単価も大洗だけではなくて、よその浜との兼ね合い、南のほうのね静岡とかあちらのほうのシラスの揚がり具合でこの単価は変わりますから、同じこの量を獲ったとしても必ずしもこれになるということはありませんし、前年、29年は30年より多かったけれども、金額は全く違う。単価として約半分ぐらいの金額になってるわけですから、どうしてもそのようになってしまうわけです。

そこで、サンビーチに話を戻します。サンビーチを訪れる方、その4月から5月、特にこの辺の方というのは、目的は何かというと潮干狩りが目的なわけですね。海で遊ぶというよりは、誰もが熊手とバケツ、網のようなものを持ってきてハマグリを獲っていく。これはルールがありますから、ルールを守る方もいますけども、ルールを逸脱する方もたくさんいるのも、これも事実です。それはなぜできるのかというと、漁業者の理解と、そして協力があって、この観光の一つである潮干狩りが成り立っているわけですね。そこで、先ほどお話をしたサンビーチの料金、徴収した料金で漁業者への補助、個人的な補助を是非お願いしたいということなんですけれども、これ今、だんだんいろんな形があって、変わってきて、例えば我々商工業者、これは国の政策ですけれども、3分の2の補助、75万の事業費に対して50万円の補助がある。そして、町でいえば昨年創設された農業への補助、これは20%の補助ということで、これも個人の機械が対象となっております。同様に、繰り返しになりますけれども、漁業に関しては、その個人に対する補助というものがありませんでしたから、この個人の補助というものを是非私はお願いしたいというふうに思っているんですね。これは、やはり補助というのは時代の流れとともに変わるものだと思うんですね。いつまでも同じ補助ではなくて、商工業も個人に対するそういう補助というのは昔はなかったと思うんです。商店街に対する補助とか、町の商工会に対する補助とか、そういうのはあったと思いますけど、個人に対してというものはほとんどなかった。しかし、今は、そこに補助金を入れていかないと、その業界が成り立たない、そんな時代になってきた。じゃあ、そんな時代になってきたならば、町もこれまで漁業にたくさんのお金を入れてきて支援をしてきたけども、新たな形での補助を入れるということも考えるべきだというふうに思っております。あくまでも組合に入れるお金と個人に対してする補助、これは私は分けて考えるべき話ではないのかなというふうに感じます。今はどちらかというと、漁業者全体に補助をしている。そうではなくて、どの業界でも変わってきているのは、やはりやる気のある方がその補助を取っていく、そういった形に変わってきた。しかし、補助を入れたからといってその業界の振興が図れるということでは、これは決してありません。漁業でいえば、若い方、研究会の皆さんも、どんどんどんどん減ってきている。そして、研究会のお父さん、親子で乗っているけども1人が、お父さんが乗れなくなったら、うちは船やめるよというところもたくさんある。20年後の大洗の漁業の形といったらば、恐ろしいような形になっていると思います。少しでもそういった状態にならないように町が、行政が補助をしていくということが必要だと思います。若い方が今よりも漁をするために新しいレーダーを入れるんだ、魚探を入れるんだ、大きいローラーを入れてたくさんの魚を一気に揚げられるように設備投資をするんだと。高齢の方が、本当だったらあと10年でやめちゃうとこだけでも、この機械を入れることによってあと15年頑張れるかな、そういっ

たレベルの補助でしかないとは思いますが、しかし、これはやらなければならないことではなかろうかなというふうに思うんですが、これに対して答弁をいただきたいと思えます。

○議長（今村和章君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） それでは、再度のご質問にですねお答えしていきたいと思えます。

まず、サンビーチからの収益を漁業者へということですが、まず第一は何といたってもサンビーチの整備のほうが優先されるのかなというふうには思っております。そのなかで漁業者への直接的な機械類ですね、の補助に充当するということですが、現在行っております漁業振興補助金の中でですねいろいろ補助をしていると、行ってきた経過もあるということですので、これらの補助事業の中身をですねよく精査した上でですね、近隣市町村、それから漁協さんの情報などをですねよく確認しつつですね、周りの環境をよく見きわめた上で補助事業の創設については検討していければなというふうに思っております。

○議長（今村和章君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 私、検討していければということ非常に前向きに今捉えているんですけども、どうなんですかね。

○議長（今村和章君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） とりあえず検討という言葉を使わせていただきましたけど、今の事業のですね補助金の中身とか、それも当然あることではしょうけど、近隣でもですねやっている市町村、実はちょっと聞いたところですね、なかなかないという状況もございますので、その辺も踏まえてですね、ちょっと時間をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（今村和章君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 先週、漁協の役員会がありまして、そこでお話をさせていただきました。こういう提案を今度の一般質問でしようと思っているんですよということで。ただ、状況としては厳しいかもしれませんと、そういうお話もしました。そうしましたら、皆さんからは、確かに自分たちが大きいお金をいただいているのは重々承知していると。ただ、これからのことを考えれば、機械の入れ替えにしても何にしても、20%じゃなくてもいいから消費税分の10%の補助でもいいから何とかしてくれないかなと、そういう話をして欲しいということで20%じゃなく10%というお話をいただきました。また、研究会の皆さんからいただいたお話も同様で、自分たちがいくら頑張ろうと思っても、船が古くなってきている。船を、最近では造り始まった方もおりますけど、国のリース制度を使って。しかし、誰もができるのかというと、非常に金額が大きいですからなかなかできない。じゃあ、そのできる範囲のなかでやらなければならない、何ができるのかというところで、最近では若い方は潜りですね、いろいろカキ、ウニ、アワビ、こちらのほうを一生懸命やられている方もおりますけれども、なかなかこちらのほうも、その注文する側ですね。買う側との関係もあって、思うように漁ができないというところもありますから、そういった補助を何とかしていただければというお話はいただきましたんで、これは伝えさせていただきたいと思えます。

ここで、今後の漁業の形というところでちょっとお話をしたいんですけども、先ほどもお話を

した2人で乗ってる船、これが1人になった場合に、もう乗らないよと、実際、研究会の若い方なんかも、私は3人ぐらいもうやめるよという話を聞いております。もちろん高齢の方は当然やめていくでしょう。そうなった時に、大洗町の観光を支えているこの漁業、これをどう見ていけばいいのかなど。もちろん町が何かするといっても、これは限界がありますし、とはいえ大事な農業と同じく第一次産業として残していかなければなりませんけれども、そういったこれからの漁業の形というところに関してお尋ねをしたいと思います。

○議長（今村和章君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） 飯田議員の再度のご質問ですね、漁業の将来的な形についてということでございます。

以前からですね漁業の後継者問題、担い手の問題につきましてはですね、重要な課題というふうに認識しておるところでございます。町ですね漁業、今行われているのは、船曳網漁が中心で、家族経営で行われているという状況にあります。現在その行っている沿岸漁業の形態がですね法人化に向いているのかどうか、若手の方々ですねグループ化と、それを法人化したり、海だけの稼ぎでは安定しないというので現在行われてます合同会社大洗新鮮組のようにですね、ほかの稼ぎを合わせた形でですね創業できるような法人づくりができないものかということですね、法人化のメリット・デメリットもあると思います。ということで、本年からですね県の強い農業経営体支援事業としてですね、法人化に関する情報の提供のメニューが創設されてございます。それらの事業を活用いたしましてですね、漁業の経営者の方々の意識改革ができれば、そういう方向につながればというふうに考えてございます。

○議長（今村和章君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 話題を変えます。これが先ほどの水揚げの推移ですけれども、これがハマグリの水揚げですね。平成15年から見れば、全然金額が、平成15年と30年、単価はほぼ変わりませんが、揚がっている量が全く違いますから、金額もこれだけ下がってきた。昔でいえば、ハマグリをやったほうがシラスをやるよりも良かった。だからみんなハマグリに出たかった、ハマグリの漁をできる日を待ち望んでいた。しかし、それが今はだんだん変わってきてしまって、ハマグリをやるよりもシラスがある時はシラスをやったほうが良いと、そういった時代が変わってきてしまっているということもあります。これも時代の流れだと思えます。

これが私が先ほどお話をした漁業に対する補助の部分なんですけれども、これは平成28年、29年、30年、3カ年なんですけど、これはあくまでも組合を通して借り入れをしたものですから、これ以外にもあるということになります。平成28年、レーダー、魚探と無線、魚探、総額で382万9,000円ということで、20%の補助だと76万5,000円ということになります。29年はこの2件、2件だったんで補助率20%でも50万、30年はある程度漁があったからでしょうね、全体で5件ですか、ボールローラー、これは値段が張りますから600万程度ありましたから、これだけ大きい金額がいった。それでも20%の補助は340万円ということで、私も500万ぐらいの補助を何とかいただけないかなということ考えてはありましたけれども、今、今日の答弁からいくと、なかなかそれは難しい状況なのかなとい

うふうに思いますけれども、最後に町長からお話をいただきますけれども、この時代が変わってきたなかで様々な補助の形も変わってきた。それにあわせて漁業への補助も、また、今までと違った形でやらなければならないだろうと思うんですが、その辺のところを町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（今村和章君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） それでは、私のほうに今、答弁を求められました。サンビーチの料金収入の問題等から少しお話をさせていただきます。

議員の思いは、私どもも早くからもってます。しかしながら、やはりそこが、どうしてやっぱり通年、料金体系としてですね駐車場の料金、有料化にできなかったかというようなことがあるんですね。それはやっぱり一つは、あのサンビーチ海岸は管理者がそれぞれあるということです。その管理者においては、それぞれやっぱり計画をもっているというようなこと、たまたまゴールデンウイークとか、あるいは夏の海水浴期は、特定事業として占用を受けてこの料金をいただいて町の事業を展開しているということですね。だから、通年もしあれを有料化してサンビーチを管理運営するとすれば、これはやはり管理者の同意、了解を得て、大洗町が一つの公園化、いうならばあそこ全体を町が管理するエリアというようなことの定めをしていかないと難しいんじゃないかと。そのためには、そういう了解が取り付いたら、やっぱり大洗町のサンビーチ運営についての管理、設管条例というものを作ってですね、あそこをどういうふうに管理し、運営をし、そして利用に供するかと、こういうようなことをしっかり定めていかなきゃならんというのが一つ、全体として取り組みの中に出てくるんだろうというふうに思いますね。

要は、第1サンビーチのほうは港湾区域、第2サンビーチのほうは河川区域、それぞれ管理者がいるというようなことですね。港湾区域のほうは、改めて港湾としての計画をどういうふうにもっているかというようなことを整理していかなきゃいけない。町に全部あれを移管するというようなことになり得るかどうかというようなこと、そういうことも含めて考えていかなきゃならないところだろうと思います。

もう一つは、やはりこのサンビーチ海岸、今後どういうふうにしていくかというようなことについてですね、あのエリアは港湾区域、あるいは河川区域においても、幸いにして県がひたちなか、大洗のマリンリゾートエリアとしてくくっている中に、やっぱりサンビーチの今後の在り方ということをご構想化しているんですね。ですから、あのエリアを県の事業でいろいろ整備をするというようなことになっていくかどうか、これからですね。あるいは、町がどの程度そこに加わって整備をしなきゃならんのか、これから協議会というものができて、県、町、ひたちなか、そういうところの協議会の中で全体をどういうふうに資源を磨きをかけていけるような歩みにしていくかというようなことの取り組みをなされていくんだろうというふうに思います。

したがってですね、議員からいろいろ通年通して有料化をというようなことでありますが、現実的にそういう問題が一つあるだろうというようなことをまず整理することが求められるだろうというふうに思います。

もう一つは、やはり有料化、年間するという事は、今言ったように町があのエリアに責任を持つというようなことになりますから、ですから、その責任をしっかりと果たしていくための管理体制ということをしかりもたなきゃならんだろうというふうに、そういう管理体制をやるということを考えて時に、果たして通年にとってプラスになるようなものになっていくかどうかということも、やっぱり採算性の問題でよく考えていくことが求められるだろうというふうに思います。

もう一つは、管理体制と併せて便益施設、サービスの提供をどういうふうにするかというようなことですね。要は、あの第1サンビーチについても舗装のない所、第2サンビーチについては、もちろん舗装もないし、便益施設としてトイレもなければシャワーもない。そういうようなこともしっかりやっていかなきゃならないというように、そういう事業を町が本当にやっていくかどうかというようにことですね。せめても第2サンビーチ辺りは、全くシャワーもトイレもないというように所に、あのたくさんの方々を迎えているわけですから、それはやっぱり県と話し合って、県がやるべきなのか、あるいは町がやるべきなのか、どちらにしてもこれから多くの方々を迎え入れるエリアとして考えた場合には、そういう施設を作ってサービスの提供をするというような体制を作ることが大事。そういう環境があって初めてお金を出してですね有料化のもとで皆さん方がサービスを受けて遊ぶというようなことについて、納得していくんだらうなというふうに思います。ですから、そういう質が求められることも一つあるだろうというふうに思います。

もう一つは、やはり今までそういう取り組みができなかったということは、東日本大震災でああいう状態になってですね、復興事業を取り入れて今日に至ります。ようやく復興期間で大体の復興事業が完成をするというようなことに、漁港区が少し遅れておりますけれども、漁港区を残して完成に至るというようなことであります。そういう完成に至ったことでサンビーチ海浜も非常に良い環境になったと。これから、前から言ってるようにビーチスポーツのメッカになり得るように、あそこの場所をですね、人々の元気づくり、健康づくりの推進、あるいはビーチスポーツ、そういうエリアに仕立ててマリリゾートとして十分機能するようなエリアにしていったらいいではないかというようなことを、これからの取り組みの中に入れていきたいというようなことであり、既にこの海辺のにぎわいづくり創出というようなことでスタートしておりますけれども、まだ十分ではない。あの組織がですね、いろいろな事業をやっていくについては、ご案内のとおりまだ全体を占有を受けて自由にあのエリアを使って料金を取ってできるような環境になってないというのが一つ大きな一つの課題だと思っています。ですから、これからやっぱりにぎわいづくりの創出に向けて展開するについては、どの程度までその占有が受けられて、いろいろサービスが提供できて、そういう業が活性化ができるような環境になっていくかというようなことを今一生懸命詰めているというようなことでありますので、そういうところをご理解いただきたいというふうに思っています。

思いはですよ、料金取っているいろいろと関係するところに使えるようなことになったらいいな、そういう思いは議員と同じように私ども長くもってきたんですね。でも、それはやっぱり、その採算の問題とかそういうものを含めると、年間通じてやるというのはなかなか大変かなということと併せて、今言ったように年間通じてやるということについては、もうこれは町の責任で設管条例まで

作ってしっかりあのエリアが管理できる、あるいは運営できる、そういう体制をもってスタートしなきゃいかんのかな、行政ですから、そういうところで展開していかなきゃならんと思ってます。

それから、こういう料金を取るということに関連して漁業の在り方、ご案内のとおり漁業の振興については、私も本当に重点的にずっと取り組んできたつもりです。ですから、毎年、町民の皆さん方の理解をいただきながら、あの5億の基金をもってですね最初はスタートしたんですけど、その利子を漁業の振興に使おうというようなことでスタートしたんですけども、ご案内のとおり利子がもう無利子のような状態になって、一般財源でそれに代わる事業をずっと展開してきたと。それは平成7年からもう今日に至っているというようなことですね。その内容については先ほど課長のほうから話したとおりの内容でありますけれども、個人に属するようなところも組合を通じて、一部ね、補助をされているというようなことについてもご理解いただきたいというふうに思っております。

これからの漁業はなかなか大変で、私のやはり思いはですね、今、議員と同じように後継者がなかなか確保できない、そういう環境にある。しかし、国の制度でいえば、後継者を確保するための補助政策もあるんですよ。でもしかし、その補助をいただいて展開するには、あまりにも2年の中でですね展開していくのには、変動所得の中でなかなか対応しきれないと、こういうようなこともあって乗れない。したがって、私どもが考えたのは、漁協、仲買、加工、その合同会社を作って、少しいろいろな販路の拡大をして、そこに力をつけて若い人たちをそこで採用し、そして将来を担うやっぱり後継者、それをつくり上げて、担い手をつくり上げていこうと、そういうところの思いで今展開をさせていただいており、そういうその一つの業のもとで展開をして、そこから士気を上げてですね、個々に至るところに回っていくというような仕組みをつくるということが非常に大事なことだというふうに思っています。ですから、今、潮干狩りと、それから有料化、駐車場を有料化して漁業に、個人に還元するような補助政策というような考え方もお持ちになっているようでありますけれども、そういうその個々になかなか補助をするというのは難しい問題だというふうに思うんですね。組合を通じてその展開するような制度設計をするというのは、これは大事だというふうに思っています。ですから、行政がみんな個々にというようなことになってくると、これは非常に各方面にそういう問題が波及するのではないかというようなこともあってですね、そういうところは少し整理をする必要があるだろうというふうに思っております。農業のほうも機械の購入だとか何かで、その補助を受けられるんですけど、あれも一つは生産組織という組織の中で展開しているというようなことであります。だから漁業のほうもそのようなことで、例えば制度に乗れば省燃費の船を造る、これは何人かで組み合わせるようなことになれば制度資金としてその補助が受けられる。そういうようなことに上乘せをして展開するというやり方は可能だというふうに思っていますね。もう一つは、やはりこういうレーダーとかいろいろなことの設備資金について借入れを行うと。これ、漁業振興資金を借入れれば町が利子補給をちゃんとしているというようなことで、それも補助している一つの仕組みになっているというようなことでありますので、そういうところもご理解いただきたいというふうに思っております。

一つはね、だから、議員の思いで例えばサンビーチにあれだけの人を迎え入れて潮干狩りされて、

有料したらそれはもう漁業の方々に還元されていくのは、もう非常に望ましいんじゃないかと考える、我々もそういう思いもありますよ。だから、そういうことだとすれば、要は漁業協同組合が主体になった業を起こして、そしてそこであげたものをみんなに還元できる仕組みをしっかりと作り上げる、やっぱり資源を活用してそういうようなことをやるというような方法を採用すべきだというふうに思いますね。これは町の事業であって、あそこからあげて個人に金を配るという仕組みはなかなか難しい。だから、そういうことではなくて、やっぱりそれはその資源を使って漁業が業を起こして、そしてそういうなかから個人に配分されるような仕組みを作り上げていく、そういうこと、いうならば漁をするのと同じような問題でありますけれども、そういうやり方を考えていくことが大事なんではないかなというふうに思いますね。要は、あそこの浜は港湾区域のほうについては、漁業権がなくなっているエリア、それから、河川区域については、まだ漁業権が残っているというようなことで、保護区域にもなってると思いますけれども、言うならば、その漁業権が消滅されているエリアについては、国民の入浜権として、誰もが獲ってしかるべきだというようなエリアになってるんですね。そういうようなことを整理しながら、皆さん方に楽しんでもらい、また、そういうところで漁業者も一体になって業を起こして、漁業のためにもプラスになっていくような資源になっていけばいいんじゃないかなというふうに思いますから、そういうところを踏まえてですね、これからも町のほうもできるだけそういう方向で、サンビーチの使い方ということについては、今お話したようにマリリゾートの構想、そしてこれからの計画に載せて、しっかりとあそこが活性化できるようにですね、そのためには県が管理するのか町が管理するのか、そういうようなところもしっかりやっていかなきゃいかんというふうに思います。その業がうまく運営していけるような展開にしていくための、やはり調整が十分なされて、そういう中で将来しっかりと見きわめて展開していくと、そういうようなことになるだろうと。宜しくお願いします。

○議長（今村和章君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 終わります。

○議長（今村和章君） 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（今村和章君） 本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、明日19日午前9時30分から、3名の議員による町政を問う一般質問が行われますので、是非傍聴をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午前11時22分